

日常生活用具給付等事業であるストーマ装具給付事業の改善に係る意見書（案）

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等に対して市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして、日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業がある。

申請方法等は、市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後に給付等を受ける制度であり、その費用負担にあつては、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内、利用者負担は市町村の判断によるとされている。

しかし、この費用負担については、現状、十分な額を国及び県が負担しているとは言えず、市町村は100分の25を大幅に超えた割合を負担している実情がある。

そのため、第94回全国市長会議（令和6年6月12日）において、都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること等の内容を障害者福祉施策の充実強化に関する重点提言としてとりまとめ、関係府省等へ提出（6月28日付）している。

このことから、給付基準額の見直しは、単純に地方自治体に要望して解決するものではなく、その実現には関係府省の協力がなくてはならないものであるため、さらなる積極的検討が必要である。

この事業には、消化器系・尿路系ストーマ装具の給付事業も含まれているが、公益社団法人日本オストミー協会の調査によると、全国の大半の自治体では1993年に国が設定した補装具基準額と現在の給付基準額がほぼ同額であることが判明している。

よって、国においては、約30年にわたり十分な改定が行われていないことにより個人負担額が増加していること、また、大規模災害時の避難所における良好な生活環境の確保が必要であることを踏まえ、次の項目について改善されるよう強く要望する。

記

- 1 市町村が実施する地域生活支援事業のストーマ装具給付事業等について、市町村の実態を把握した上で国負担の必要額を確保すること。
- 2 災害時の避難所における良好な生活環境の確保のため、市町村が実施するストーマ装具等の備蓄やトイレの整備等に対する補助事業を検討すること。
- 3 福祉避難所においてオストメイトのスムーズな入所を図れるよう、補助事業を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月16日

奈良市議会